

# 使用前検査申請書

関原発第33号  
2021年 4月16日

経済産業大臣  
梶山 弘志 殿

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
執行役社長 森本 孝

電気事業法第49条第1項の規定により次のとおり使用前検査を受けたいので申請します。

検査を受けようとする原子力発電工作物に係る事業場の名称及び所在地	名称 高浜発電所 住所 福井県大飯郡高浜町田ノ浦
原子力発電工作物の概要	高浜発電所第1号機 原子力設備 放射線管理設備（加圧水型原子力発電設備） 放射線管理用計測装置 換気設備 生体遮へい装置 廃棄設備 気体、液体又は固体廃棄物貯蔵設備 気体、液体又は固体廃棄物処理設備 堰その他の設備 原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置  工事計画の届出年月日 2020年12月18日 2021年 1月13日（一部補正）
検査を受けようとする工事の工程	構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時（一号） 工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号）
検査希望年月日	(一号) 自 2021年 9月 至 2023年 3月 (五号) 自 2021年 9月 至 2023年 3月
使用開始予定年月日	2023年 4月
原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日	2021年 4月16日

添付資料-1：工事の工程に関する説明書

添付資料-2：工事の工程における放射線管理に関する説明書

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2021年										2022年												2023年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
廃樹脂処理装置 共用化関連設備 設置工事	工事期間																								
	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 30%; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 20px;"></div> <div style="width: 40%; text-align: center;"> <p>△ 使用前検査（一号）</p> <p>▲ 使用前検査（五号）</p> </div> <div style="width: 30%; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 20px;"></div> </div>																								

- △ 材料検査、寸法検査、外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、  
耐圧検査、漏えい検査
- ▲ 機能・性能検査

## 工事の工程における放射線管理に関する説明書

### 1. 検査に伴う放射線管理

#### (1) 検査に係る作業区域の区画及び汚染拡大防止

a. 管理区域内においては、表面汚染密度等の環境条件に応じて、適切な汚染拡大防止策をとる。

#### (2) 検査中の放射線管理

検査中は放射線管理専任者が、検査を行う者に対して適切な被ばく管理を行う。

#### (3) 個人被ばく管理

被ばく線量はガラスバッジ及び警報付デジタル線量計を用いて測定する。

### 2. 検査場所の区域区分

#### 1号機 廃樹脂貯蔵庫

#### (1) 汚染区分

B区域 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号）に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域

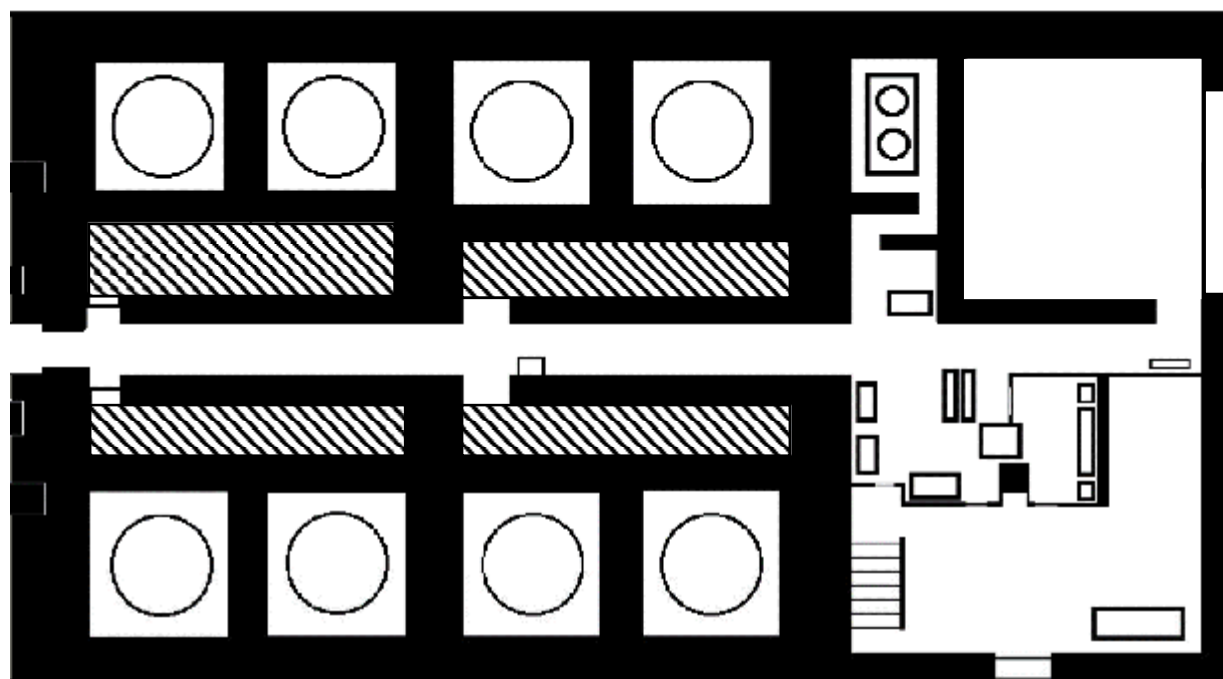
#### (2) 線量当量率区分

1区域 0.1 mSv/h 以下の区域

### 3. 管理区域検査場所図

別添参照

検 査 場 所 図



 : 検査場所

高浜発電所第1号機 廃樹脂貯蔵庫 EL.17.2m